

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 －石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 －石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12	－軽質油及びその調製品 －揮発油			2710.12	－軽質油及びその調製品 －揮発油		
110	－ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG	110	－ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
190	－その他のもの	KL	KG	190	－その他のもの	KL	KG
200	－灯油	KL	KG	200	－灯油	KL	KG
	(削除)			300	－軽油	KL	KG
900	－その他のもの	KL	KG	900	－その他のもの	KL	KG
2710.19	(省略)			2710.19	(同左)		
2710.20	－石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）			2710.20	－石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	－揮発油	KL	KG		－揮発油		
	100						

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位		
			I	II			I	II	
		(削除)				<u>110</u>	<u>----</u> ピストン式内燃機関の燃料用のもの	<u>KL</u>	<u>KG</u>
		(削除)				<u>190</u>	<u>----</u> その他のもの	<u>KL</u>	<u>KG</u>
	200	--灯油	KL	KG	200	--灯油		KL	KG
	300	--軽油	KL	KG	300	--軽油		KL	KG
	400	--重油	KL	KG	400	--重油		KL	KG
		--潤滑油				--潤滑油			
	510	----絶縁油	KL	KG	510	----絶縁油		KL	KG
	520	----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG	520	----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）		KL	KG
	590	----その他のもの	KL	KG	590	----その他のもの		KL	KG
	600	--グリース		KG	600	--グリース			KG
	900	--その他のもの	KL	KG	900	--その他のもの		KL	KG
2710.91		(省略)			2710.91	(同左)			
2710.99		(省略)			2710.99	(同左)			
38.25		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物			38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物			
3825.10		一都市廃棄物			3825.10	一都市廃棄物			
	<u>100</u>	--第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物		<u>KG</u>		--第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物			
		(削除)				<u>120</u>	<u>----</u> 第8517.12号の機器のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		(削除)				<u>130</u>	<u>----</u> 第85.28項の機器のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		(削除)				<u>190</u>	<u>----</u> その他のもの		<u>KG</u>
	900	--その他のもの		KG	900	--その他のもの			KG
3825.20					3825.20				

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
3825.90		(省 略)			3825.90		(同 左)		
39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）			39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		
3920.10		(省 略)			3920.10		(同 左)		
3920.30		—塩化ビニルの重合体製のもの			3920.30		—塩化ビニルの重合体製のもの		
3920.43		—可塑剤を全重量の6%以上含むもの (削 除)			3920.43		—可塑剤を全重量の6%以上含むもの <u>----</u> 平板		<u>KG</u>
	200	----フィルム		KG	200		----フィルム		KG
	900	----その他のもの		KG	900		----その他のもの		KG
3920.49		(省 略)			3920.49		(同 左)		
3920.51		(省 略)			3920.51		(同 左)		
3920.99		(省 略)			3920.99		(同 左)		
44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）			44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		
4403.10		(省 略)			4403.10		(同 左)		
4403.20		—その他のもの（針葉樹のものに限る。）			4403.20	<u>000</u>	—その他のもの（針葉樹のものに限る。）		<u>CM</u>
	<u>010</u>	<u>---</u> すぎ属のもの		<u>CM</u>			(新 規)		
	<u>020</u>	<u>---</u> ひのき属のもの		<u>CM</u>			(新 規)		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
4403.41 ┆ 4403.99	<u>030</u> <u>からまつ属のもの</u> <u>090</u> <u>その他のもの</u> (省略)		CM CM	4403.41 ┆ 4403.99	(新規) (新規) (同左)		
44.07 4407.10 4407.21 ┆ 4407.99	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）) 一針葉樹のもの <u>010</u> <u>すぎ属のもの</u> <u>020</u> <u>ひのき属のもの</u> <u>030</u> <u>からまつ属のもの</u> <u>090</u> <u>その他のもの</u> (省略)		CM CM CM CM	44.07 4407.10 <u>000</u> 4407.21 ┆ 4407.99	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）) 一針葉樹のもの (新規) (新規) (新規) (新規) (同左)		CM
73.21 7321.11 ┆	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） (省略)			73.21 7321.11 ┆	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） (同左)		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
7321.19	—その他の器具			7321.19	—その他の器具		
7321.81	(省略)			7321.81	(同左)		
7321.82	—液体燃料用のもの			7321.82	—液体燃料用のもの		
	<u>110</u> ———ストーブ (石油用のものに限る。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>		———ストーブ		
	(削除)			<u>110</u>	<u>———石油用のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	(削除)			<u>190</u>	<u>———その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
900	———その他のもの		KG	900	———その他のもの		KG
7321.89	(省略)			7321.89	(同左)		
7321.90	(省略)			7321.90	(同左)		
84.29	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。)			84.29	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。)		
8429.11	(省略)			8429.11	(同左)		
8429.40	—メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー			8429.40	—メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー		
8429.51	(省略)			8429.51	(同左)		
8429.52	—上部構造が360度回転するもの			8429.52	—上部構造が360度回転するもの		
	———油圧式のもの (6トン未満のもの)				———油圧式のもの (6トン未満のもの)		
111	———中古のもの	NO	KG	111	———中古のもの	NO	KG
119	———その他のもの	NO	KG	119	———その他のもの	NO	KG
	———油圧式のもの (6トン以上のもの)				———油圧式のもの (6トン以上のもの)		
121	———中古のもの	NO	KG	121	———中古のもの	NO	KG

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8429.59	129	-----その他のもの	NO	KG	8429.59	129	-----その他のもの	NO	KG
	<u>900</u>	----その他のもの (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>			<u>910</u> <u>990</u>	----その他のもの <u>-----中古のもの</u> <u>-----その他のもの</u> (同左)	<u>NO</u> <u>NO</u>
8443.11	<u>100</u>	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品	NO	NO	84.43	8443.11	印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品	NO	NO
8443.19		（省略）			8443.19		（同左）		
8443.31		一その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）			8443.31		一その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）		
8443.32		（省略）			8443.32		（同左）		
8443.39		---その他のもの			8443.39		---その他のもの		
8443.91		----複写機			<u>110</u>		----複写機		
8443.99		（削除）			<u>190</u>		<u>-----デジタル式の複写機</u>		
8443.91		（削除）			900		<u>-----その他のもの</u>		
8443.91		----その他のもの			8443.91		----その他のもの		
8443.99		（省略）			8443.99		（同左）		
84.50		家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）			84.50		家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8450.11	<u>000</u>	一洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。） ――全自動のもの (削除)		<u>NO</u>	8450.11		一洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。） ――全自動のもの <u>――小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）</u> <u>――その他のもの</u>		<u>NO</u> <u>NO</u>
8450.12		(削除)			8450.12	<u>100</u> <u>900</u>	(同左)		
8450.90		(省略)			8450.90				
84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン			84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン		
8457.10		――マシニングセンター ――立軸マシニングセンター <u>110</u> <u>――5軸以上のもの</u> <u>190</u> <u>――その他のもの</u> ――横軸マシニングセンター <u>210</u> <u>――5軸以上のもの</u> <u>290</u> <u>――その他のもの</u> ――その他のもの <u>910</u> <u>――5軸以上のもの</u> <u>990</u> <u>――その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	8457.10	<u>100</u> <u>200</u> <u>900</u>	――マシニングセンター ――立軸マシニングセンター (新規) (新規) ――横軸マシニングセンター (新規) (新規) ――その他のもの (新規) (新規)	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>
8457.20		(省略)			8457.20		(同左)		
8457.30		(省略)			8457.30		(同左)		
84.58		旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属			84.58		旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8458.11	切削用のものに限る。 一横旋盤 --数値制御式のもの <u>100</u> <u>900</u> ----ターニングセンター ----その他のもの	NO	KG	8458.11	切削用のものに限る。 一横旋盤 --数値制御式のもの (新規) (新規)	NO	KG
8458.19	--その他のもの (削除) (削除) (削除) 一その他の旋盤 --数値制御式のもの <u>100</u> <u>900</u> ----ターニングセンター ----その他のもの	NO	KG	8458.19	--その他のもの <u>100</u> ----普通旋盤 <u>200</u> ----自動旋盤 <u>900</u> ----その他のもの 一その他の旋盤 --数値制御式のもの (新規) (新規)	NO	KG
8458.91	--その他のもの NO KG	NO	KG	8458.91	--その他のもの NO KG	NO	KG
8458.99	8458.99 000	NO	KG	8458.99	000	NO	KG
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (省略) (省略) 一歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 --数値制御式のもの --その他のもの (削除) (削除)	NO	KG	84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (同左) (同左) 一歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 --数値制御式のもの --その他のもの <u>910</u> ----ホブ盤 <u>990</u> ----その他のもの	NO	KG

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8461.50	(省 略)			8461.50	(同 左)		
8461.90	(省 略)			8461.90	(同 左)		
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
8471.30	(省 略)			8471.30	(同 左)		
8471.41	000 —その他の自動データ処理機械			8471.41	—その他の自動データ処理機械		
	—少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかないかを問わない。）		NO		—少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかないかを問わない。）		
	(削 除)				100 ——中央演算処理装置のデータ処理単位が32ビット以上のもの		NO
	(削 除)				900 ——その他のもの		NO
8471.49	000 —その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）		NO	8471.49	000 —その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）		NO
8471.50	(省 略)			8471.50	(同 左)		
8471.90	(省 略)			8471.90	(同 左)		
84.77	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）			84.77	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
8477.10	(省 略)			8477.10	(同 左)		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8477.30 8477.40	000 —真空成形機及びその他の熱成形機 (削除) (削除)	NO	KG	8477.30 8477.40	—真空成形機及びその他の熱成形機 —トランスファーモルディングマシン —その他のもの	NO NO	KG KG
8477.51 8477.90	(省略)			8477.51 8477.90	(同左)		
85.09 8509.40	000 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。） —食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 (削除) (削除)		NO	85.09 8509.40	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。） —食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 —ジュース及びジュースミキサー —その他のもの		NO NO
8509.80 8509.90	(省略) (省略)			8509.80 8509.90	(同左) (同左)		
85.26 8526.10	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 (省略)			85.26 8526.10	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 (同左)		
8526.91	000 —その他のもの —航行用無線機器 (削除) (削除)	NO	KG	8526.91	—その他のもの —航行用無線機器 —方向探知機 —その他のもの	NO NO	KG KG
8526.92	(省略)			8526.92	(同左)		
85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵す			85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵す		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8528.41 S 8528.69	るかしないかを問わない。 (省略)			8528.41 S 8528.69	るかしないかを問わない。 (同左)		
8528.71 8528.72	—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） (省略)			8528.71 8528.72	—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） (同左)		
110	—その他のもの（カラーのものに限る。） —液晶式のもの -----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO	110	—その他のもの（カラーのものに限る。） —液晶式のもの -----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO
190	-----その他のもの		NO	190	-----その他のもの		NO
200	-----プラズマ式のもの (削除)		NO	210	-----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO
900	(削除) -----その他のもの		NO	290	-----その他のもの		NO
8528.73	(省略)			8528.73	(同左)		
85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10 8529.90	(省略)			8529.10 8529.90	(同左)		
100	—その他のもの —テレビジョン受像機用チューナー (削除)	NO	KG	100	—その他のもの —テレビジョン受像機用チューナー	NO	KG
900	—その他のもの		KG	200	—ラジオ受信機用FMチューナー	NO	KG
				900	—その他のもの		KG

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
87.01	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）			87.01	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		
8701.10	（省略）			8701.10	（同左）		
8701.20	（省略）			8701.20	（同左）		
8701.30	000 ー無限軌道式トラクター	NO	KG	8701.30	ー無限軌道式トラクター		
	（削除）				100 ――中古のもの	NO	KG
	（削除）				900 ――その他のもの	NO	KG
8701.90	（省略）			8701.90	（同左）		
87.05	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）			87.05	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）		
8705.10	ークレーン車			8705.10	000 ークレーン車	NO	KG
	100 ――中古のもの	NO	KG		（新規）		
	900 ――その他のもの	NO	KG		（新規）		
8705.20	（省略）			8705.20	（同左）		
8705.90	（省略）			8705.90	（同左）		
90.05	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具			90.05	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具		
9005.10	（省略）			9005.10	（同左）		
9005.80	ーその他の機器			9005.80	ーその他の機器		
	110 ―― <u>隻眼鏡（プリズムを用いたものに限る。）</u>	NO	KG		―― <u>隻眼鏡</u>		
	（削除）				110 ―― <u>プリズムを用いたもの</u>	NO	KG
	（削除）				190 ―― <u>その他のもの</u>	NO	KG
900	――その他のもの	NO	KG	900	――その他のもの	NO	KG

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9005.90	(省略)			9005.90	(同左)		
90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム			90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム		
9027.10	(省略)			9027.10	(同左)		
9027.50				9027.50			
9027.80	—その他の機器			9027.80	—その他の機器		
	—電気式のもの				—電気式のもの		
110	—分析機器	NO	KG	110	—分析機器	NO	KG
190	—その他のもの	NO	KG	190	—その他のもの	NO	KG
<u>900</u>	—その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>		—その他のもの		
	(削除)			<u>910</u>	<u>—物理分析用又は化学分析用の機器</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	(削除)			<u>990</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9027.90	(省略)			9027.90	(同左)		